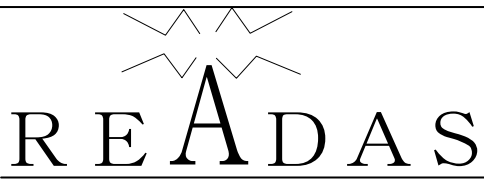


第 6042 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 9月14日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 債権放棄と貸倒損失

Q：経営困難な取引先に対する売掛金が回収できそうにありません。貸倒損失で計上するにはどうしたらいいですか？

A：書面で債権放棄の通知をすれば貸倒損失として計上することが認められます。

【解説】

法人税法では、次の事実が発生した場合は、貸倒損失として、一定の金額を損金の額に算入できるとしています。

- (1) 法的な債権の切捨て
- ① 会社更生法や民事再生法などで認可決定されたもの
- ② 債権者集会などの協議で決定したもの
- ③ 書面による債務免除通知によるもの
- (2) 財務状態が相当悪く回収不能が明らか
- (3) 取引停止後1年以上弁済がない

お尋ねのケースは、上記(1)③に該当すると思われませんが、この場合には、相手方の債務超過の状態が相当期間継続していて、その資産状態からみても弁済を受けることができないと認められなければなりません。

なお、この場合の債権放棄の通知の方法ですが、債権放棄をした事実を確認することができる配達証明付内容証明郵便を利用するのがいいと思われます。その他、債権放棄を決定した取締役会の議事録なども保管しておきましょう。

